

西栗倉村子育て支援の場建設工事概要書

本概要書は、西栗倉村が委託する西栗倉村子育て支援の場設計業務委託を行うにあたって必要な事項等を示したものである。また、この本書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。

1. 敷地条件

敷地所在地：岡山県英田郡西栗倉村大字影石4番地 〒707-0503

計画用地面積：2,910m²（計画用地Aのみの面積）

都市計画区域：区域外

垂直最深積雪量：0.85m

2. 計画施設概要

本事業は以下の各項目のとおりである。

[全体共通工事]

- ア. 既設建物解体撤去工事
- イ. 園庭を含む計画地全体の外構工事
全体配置計画により必要なアプローチ等外構工事
駐車場整備工事

A. 保育所棟

- ア. 木材を使った構造および内外装の木質化による新築工事

B. 学童保育棟

- ア. 木材を使った構造および内外装の木質化による新築工事

3. 建築条件

A. 保育所棟

(1) 構造

原則木造とする。

止むを得ない理由がある場合は木造を含むその他構造との混構造とすることができる。

(2) 規模

平屋建または2階建程度

延べ床 900m²以下

(3) 計画用地 (配布資料01敷地図参照)

当事業の契約用地については以下の通りである。

用地A

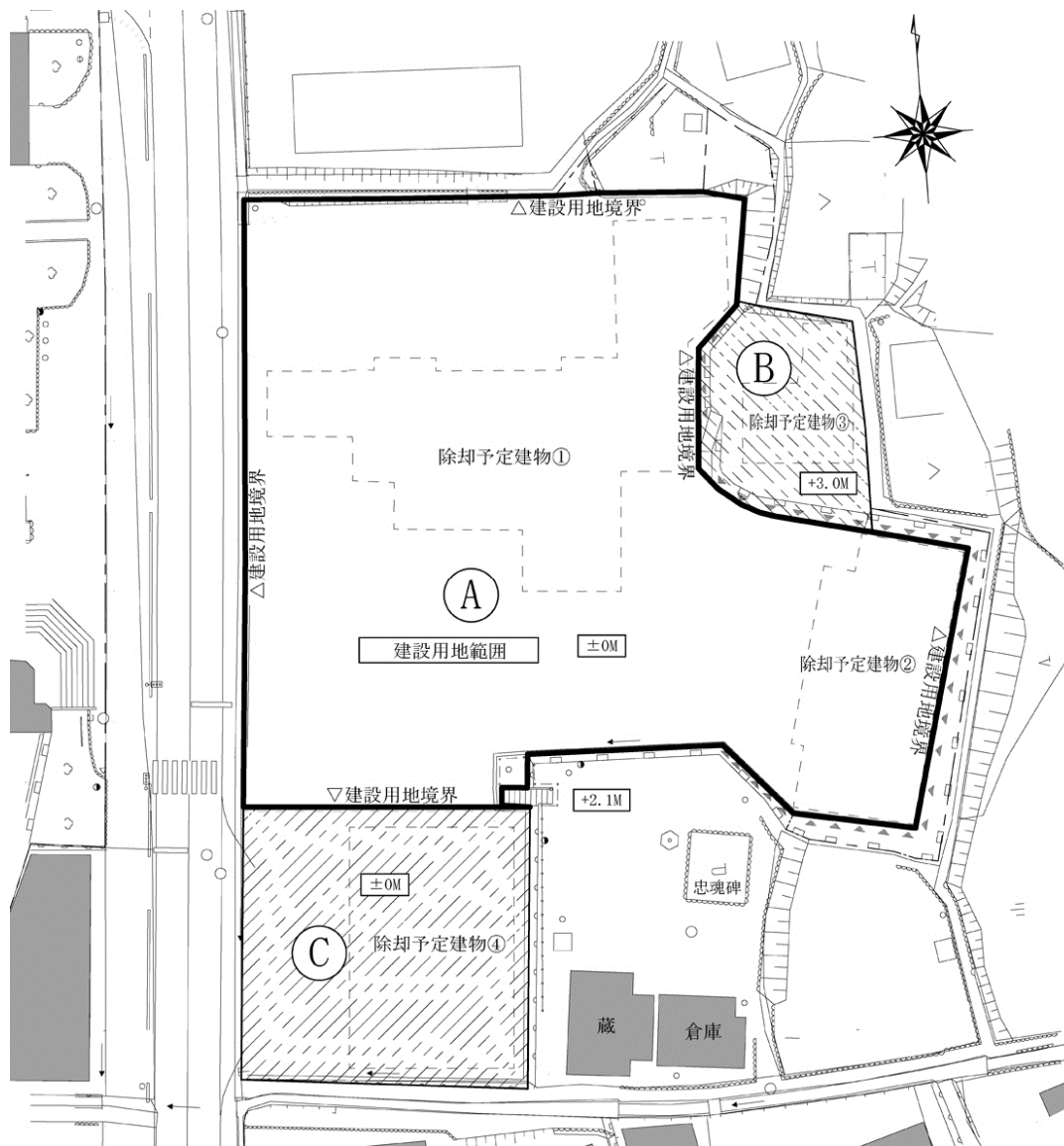
- ・ 現在、子ども館（RC造2階建一部鉄骨造・除却予定建物①）および公用車車庫（鉄骨造平屋建・除却予定建物②）が存在する。子育ての場建設に先立ち、除却を予定している。
- ・ 用地内は、ほぼ平坦である。
- ・ 用地東斜面は、「急傾斜地崩壊危険区域」として岡山県の指定を受けている（西粟倉村影石 H26.3.18 県指定番号00142）。法面の補強などの工事が行われる予定である。既設擁壁の形状変更や、切土による土地形状の変更は認められない。
- ・ 敷地内の「電気自動車充電スタンド」は、当該建設計画の内容によって、必要に応じて移設の予定である。
- ・ 当該用地南側に、蔵・倉庫・忠魂碑の存する広場が隣接している。隣接地の高低差は、約2.1mある。蔵・倉庫・忠魂碑・遊具の撤去の予定はないが、当該用地との連続性に配慮した外構計画が望ましい。
- ・

用地B

- ・ 現在、職員用住宅（木造2階建・除却予定建物③）が存在する。子育ての場建設に先立ち、除却を予定している。
- ・ 用地Aとの高低差は、約3.0mある。
- ・ 「急傾斜地崩壊危険区域」の指定をうけている法面に接しており、既設擁壁の形状変更や、切土による土地形状の変更は認められない。
- ・ 既設建物の除却後の用地の利用は未定である。用地Aとの連続性に配慮した外構計画が望ましい。

用地C

- ・ 現在、役場庁舎（RC造3階建一部鉄骨造・除却予定建物④）が存在する。西粟倉村基幹施設建設基本計画に示される通り、将来建物の除却が予定されている。
- ・ 用地Aの地盤面とは平坦に連続している。
- ・ 除却後は、当該子育て支援施設の増築用地としての活用の他、西側道路を挟んで建設が予定される施設のための駐車スペースとしての利用が想定される。



計画用地図（縮尺は別紙敷地図参照）

(4) 必要とする所要室 () 内数字は部屋数特記なき場合は1室

| 棟・外構 | カテゴリー | 諸室 | 備考 |
|---------|-------|--------|------------------------|
| A. 保育所棟 | 保育室関連 | 0歳児室 | 定員15を想定する 必要な収納を設ける |
| | | 1歳児室 | 定員18を想定する 必要な収納を設ける |
| | | 2歳児室 | 定員18を想定する 必要な収納を設ける |
| | | 遊戯スペース | |

| | | | |
|----------|----------|----------------------------|----------|
| | つどいの広場 | 保護者同伴保育スペース | |
| | 管理関係室 | 事務室・会議室 | |
| | | スタッフ控室（更衣室） | |
| | | 医務室 | |
| | | トイレ | 保護者用・職員用 |
| | | 倉庫 | |
| | | 外倉庫 | |
| | 厨房 | | |
| その他 | 運営に必要な諸室 | | |
| B. 学童保育棟 | 保育室 | 学習室 | |
| | | 多目的室 | |
| | | 事務室 | |
| | | 倉庫 | |
| | トイレ | 男女別 | |
| その他 | 運営に必要な諸室 | | |
| C. 外構 | 園庭 | 機材搬入等に必要な4tトラックの侵入が可能であること | |
| | 駐車スペース | 送迎の保護者用駐車スペース普通車5台程度 | |
| | | 送迎小型バスの寄付き場所 | |
| | | ※職員駐車場は敷地外に確保予定 | |

4. 利用者数の推移

(1) 保育所利用者実績

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2歳児 | 8 | 10 | 9 | 12 | 10 | 10 |
| 1歳児 | 6 | 8 | 11 | 8 | 8 | 11 |
| 0歳児 | 8 | 8 | 4 | 7 | 9 | 2 |

(2) 学童保育利用者

| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童数 | 29 | 34 | 33 | 34 |

5. 想定される職員の人数

| 区分 | 園長 | 教諭 | 栄養 | 事務 | その他 | 計 |
|------|----|-------|----|----|-----|-------|
| 保育所 | 1 | 9～14※ | 1 | 1 | | 12～17 |
| 学童保育 | 1 | 2～4※ | | | | 3～5 |

※ 保育補助職員を含む

6. 事業スケジュール（別紙工程表参照）

| 工程 | | 時期 | 備考 |
|--------|----------|----------------------|--|
| 設計契約 | | 平成28年8月中旬 | |
| 基本設計 | 木材利用方針決定 | ～8月末 | |
| | 建設委員会検討会 | 平成28年9月～12月 | 3回（9月・10月・11月）基本設計段階で委員の意見を盛り込むためのワークショップを開催予定 |
| | 基本図確定 | 平成28年12月末 | |
| 実施設計 | | ～平成29年3月末 | |
| 建築確認申請 | | ～平成29年5月末 | |
| 建設工事 | 既設建物解体工事 | 4月上旬～5月末 | |
| | 本体工事 | 平成29年6月 ～平成30年1月末 | |
| | 外構工事 | ～平成30年3月末 | |
| 施設利用 | | 平成30年4月～ | |

7. 想定される事業費（消費税別）

| | 千円 | 備考 |
|------------------|---------|------------------------------------|
| 1. 保育所・学童保育新築工事費 | 249,000 | ※1 |
| 2. 外構工事費 | 16,000 | |
| 3. 既設建物解体撤去工事費 | 24,000 | 除却建物①・② |
| 4. 基本設計・実施設計費 | 9,800 | 建築確認申請費含 除却建物解体撤去処分実施設計及び外構設計費含 |

※1 工事費概算には、個別冷暖房空調設備は含む。地域熱供給システム工事費は別途とする。

8. 設計に求める条件

- ・ 村有林を中心に森林整備事業において伐採が計画されている村有林材を有効に活用した構造躯体、内外装材による計画とすること
- ・ 子どもたちの心と感性を育てる環境となること
- ・ 園児、児童、教職員がそれぞれ利用しやすい教育環境であること
- ・ 誰もが使いやすいユニバーサルデザインであること
- ・ メンテナンス及び維持管理に配慮した計画であること
- ・ 施設の経年変化が魅力的に映える工夫があること
- ・ 施設づくりの記憶を、次の世代へ伝える提案が盛り込まれていること
- ・ 地域産業、歴史、自然環境と森林林業の関係を学べる工夫が盛り込まれること
- ・ 学童保育は休日利用にも配慮すること
- ・ 使い勝手を考慮し、各種収納が必要十分に配置されること
- ・ 事業費の概算工事費算定は厳密に行い、各事業費の範囲内とすること

- ・ 計画用地は村の基幹施設の一部として計画されるため、災害時には一時的な避難施設として利用されることも想定し機能に配慮すること

9. 村内産木材の概要と木材利用方針

西粟倉村では、村内人工林の保全管理のための間伐施業を実施している。当該プロジェクトでは、概ね60年生未満の村内産木材（スギ・ヒノキ）の活用を前提として事業を実施する。調達木材に関しては、基本設計および実施設計段階で、役場担当者との密な打合せを行うこと。なお、木材利用に関しては、以下の方針を踏まえた建築計画・工法選択を行う。

当該工事に使用する木材の調達先として想定している村有林の原木賦存量については、添付資料03を参照すること

- ① 森林保全に無理のない調達計画を行い、木材の利用と森林維持管理の両立を図ること
- ② 村内森林からの調達により立木の利用価値が最大化する仕様選定を行うこと
- ③ 可能な限り多くの村内産木材を使用した建設を行うこと

10. 再生可能エネルギーの活用について

持続可能な低炭素社会の実現に向け環境モデル都市アクションプランを掲げ、様々な再生可能エネルギーの活用に取り組んでいる。当該建設事業においても、冷暖房設備の熱源として地域熱供給システムの導入を前提として取り組む予定としている。基本設計および実施設計段階で、役場担当者との密な打合せを行うこと。

11. その他計画条件

別添下記資料の内容を十分に把握の上、計画にあたること

- (1) 第5次西粟倉村総合振興計画
- (2) 西粟倉村教育振興基本計画
- (3) 西粟倉村内の公共建築物における西粟倉産材等の利用促進に関する方針
- (4) 西粟倉村百年の森林構想
- (5) 西粟倉村環境モデル都市アクションプラン
- (6) 西粟倉村子ども計画(次世代育成支援対策地域行動計画)

※各種計画は村ホームページのお知らせにリンクを貼っています。

[トップページ](#) > [お知らせ](#) > [「西粟倉村基幹施設子育ての場設計業務」プロポーザル方式設計者選定の実施](#)

以上